


Ver 1.0

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書

プロジェクト名	富山県内における廃食用油のBDF化事業
プロジェクト 代表事業者名	富山BDF株式会社



提出日 2010年10月14日

受理日 年 月 日

最終版提出日 年 月 日

A : 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 1			
事業者名(フリガナ)	富山 B D F 株式会社 (トヤマビーディーエフカブシキガイシャ)		
住所	富山県富山市松浦町 9 - 2 0		
代表者氏名	針田 正尚	担当者氏名	石黒 久雄
担当者所属		担当者役職	取締役所長
担当者 E-mail	bdf1@toyama-bdf.com	担当者電話番号	076-426-1313
プロジェクトでの役割	プロジェクト統括・廃食用油回収・B D F 製造販売		
プロジェクト事業者(排出削減実施事業者) 2			
事業者名(フリガナ)	富山市		
住所	富山県富山市新桜町 7 番 38 号		
代表者氏名	富山市長 森 雅志	担当者氏名	黒田 和幸
担当者所属	環境政策課	担当者役職	班長
担当者 E-mail	kuroda.kazuyuki @city.toyama.lg.jp	担当者電話番号	076-443-2053
プロジェクトでの役割	B D F の使用・モニタリング		
プロジェクト参加者 3 4			
事業者名(フリガナ)	クリーン産業株式会社		
住所	富山県富山市二口町 1 丁目 7 - 1 3		
代表者氏名	針田 正尚	担当者氏名	佐賀 義美
担当者所属	業務部	担当者役職	主任
担当者 E-mail	csc@clean-sangyo.com	担当者電話番号	076-421-5626
プロジェクトでの役割	B D F の使用・モニタリング		
プロジェクト参加者 3 4			
事業者名(フリガナ)	株式会社高岡市衛生公社		
住所	富山県高岡市材木町 7 3 1		
代表者氏名	島 小一	担当者氏名	針田 尚武
担当者所属	業務部	担当者役職	部長
担当者 E-mail	tek@takaoka-eisei.co.jp	担当者電話番号	0766-23-2228
プロジェクトでの役割	B D F の使用・モニタリング		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 5			
事業者名(フリガナ)	富山 B D F 株式会社 (トヤマビーディーエフカブシキガイシャ)		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 6			

ダブルカウントの防止の措置 7	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	富山 B D F 株式会社が他の事業参加者を統括し、ダブルカウントの防止を図る。
公的な報告・公表制度	「プロジェクト事業者は他の制度に対して、排出減量を主張しない」
自主的な報告・公表対象	「プロジェクト事業者は、取得したオフセットクレジットを他社に引き渡した場合、ホームページ等で自社排出量の削減が行なわれたといった主張は行なわない」

- 1: プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- 2: プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- 3: プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。
 - ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者等
- 4: プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- 5: オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- 6: オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- 7: オフセット・クレジット(J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款を参照すること。

B : プロジェクト活動の概要①	
B.1 プロジェクト活動	項目
	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>富山 B D F 株式会社(以下、当社という。)は、廃食用油の一般・産業廃棄物処理業許可を持ち、富山県内の商業施設・一般家庭を中心に近隣の新潟県、岐阜県、石川県からも廃食用油を回収し、すべて良質の B D F (B-100) にリサイクルしている。</p> <p>精製した B D F は富山のごみ収集車や民間のディーゼル車、場内重機等約 100 台の車両に供給し、CO₂ の排出削減に寄与するものである。</p> <p>また、将来的には収集した廃食用油から良質な B-5 を精製できるプラント施設の可能性を探り、B D F 使用量の増大を図りたい。</p>

	<p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>廃食用油について、当社による回収が行なわれる以前は、廃油回収業者によって処分されていた。商業施設から排出されたものは産業廃棄物として収集され、飼料、油脂類として再利用されていた。また、一般家庭からの廃食用油は、リサイクルルートは存在せず、一般ごみとして処理されていた。</p> <p>車両について、BDF に代替される以前は軽油を使用し、運用されていた。</p> <hr/> <p>廃食用油の回収</p> <p>当社が月に 3～4 回、回収ルートを設定し、商業施設から回収を行なっている。 (廃食用油の回収を行う車両も BDF を使用している。)</p> <p>また、2009 年 8 月より富山市と共同で、市内にある 79 か所の地区センターに廃食用油集荷場を設置し、市内の一般家庭等から廃棄される廃食用油の回収を実施している。地区センターから精製場所への運搬は、富山 BDF (及び委託先)にて実施している。</p> <p>BDF の精製</p> <p>富山 BDF が精製を行なっている。</p> <p>BDF (B-100) 製造量は平均 35,000～40,000 リットル/月で、メタノールを用いたエステル交換方式で実施している。(B2 製造技術参照)</p> <p>車両での BDF 使用</p> <p>従来は軽油を使用していた 3 事業所(クリーン産業株式会社、株式会社高岡市衛生公社、富山市)の保有する車輛約 100 台弱に、燃料として BDF (B-100)を使用している。</p>
--	--

プロジェクトで使用する設備・機器等

(プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))

BDF 精製装置 (装置の写真)



B.2 採用技術

-1 前処理設備

- ・メーカー : 富山 BDF 株式会社設計・施工 (共同開発)
- ・品名 : 前処理装置
- ・型式 :
- ・動力の種類 : 電力・A 重油
- ・導入年月日 : 平成 19 年 3 月
- ・法定耐用年数 : 7 年
- ・用途 : 廃食用油の精製(加温、不純物分離、フィルタリング)
- ・機器容量 : 5,000 リットル/バッチ(5~6 時間/バッチ)
- ・最大消費電力 : 30.55kW (関連設備合算値)

	<p>-2 貯蔵タンク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーカー : 山田工業株式会社 ・品名 : 危険物貯蔵タンク ・型式 : 縦置円筒型 ・導入年月日 : 平成 19 年 3 月 ・法定耐用年数 : 15 年 ・用途 : 原料・メタノール・メチラート・製品各貯蔵タンク 6 基 ・機器容量 : 原料 36kl × 2・メタノール 15kl・メチラート 6 kl・製品 30kl × 2 <p>-3 精製設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーカー : 木村化工機株式会社 ・品名 : BDF 精製装置一式 ・動力の種類 : 電気・水蒸気 ・導入年月日 : 平成 19 年 3 月 ・法定耐用年数 : 7 年 ・用途 : BDF 製造 ・交換方式 : メチルエステル方式 ・消費電力 : 19.5KW <p>-4 給油設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーカー : 玉田工業株式会社 ・品名 : BDF 専用給油所・BDF 一般取扱所 ・動力の種類 : 電気 ・導入年月日 : 平成 19 年 3 月 ・法定耐用年数 : 7 年 ・用途 : B - 100 専用給油 ・機器容量 : 地下タンク 2 KL ・消費電力 : 5.9KW <p>BDF 利用 (B - 100) 車輛 合計 79 台 (2009 年度実績)</p> <p>クリーン産業 …… 35 台 高岡市衛生公社 …… 30 台 富山市 …… 14 台</p>																																												
<p>B.3 プロジェクト 実施場所</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="392 1597 603 1630">実施事業所名</td> <td colspan="3" data-bbox="609 1597 1436 1630">富山 BDF 株式会社</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="392 1639 1436 1673">(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 1682 603 1995" rowspan="6">住所</td> <td data-bbox="609 1682 715 1715" rowspan="2">回収</td> <td data-bbox="721 1682 986 1715">一般家庭</td> <td colspan="3" data-bbox="992 1682 1436 1715">富山市全域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="721 1724 986 1758">商業施設等</td> <td colspan="3" data-bbox="992 1724 1436 1809">富山県、新潟県、岐阜県、石川県 (合計 1218 箇所)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="609 1818 715 1852">精製</td> <td colspan="2" data-bbox="721 1818 986 1852">富山 BDF 株式会社</td> <td colspan="3" data-bbox="992 1818 1436 1852">富山県富山市松浦町 9-20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="609 1861 715 1895" rowspan="3">利用</td> <td colspan="2" data-bbox="721 1861 986 1895">クリーン産業</td> <td colspan="3" data-bbox="992 1861 1436 1895">富山市内</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="721 1904 986 1937">高岡市衛生公社</td> <td colspan="3" data-bbox="992 1904 1436 1937">高岡市、砺波市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="721 1946 986 1980">富山市</td> <td colspan="3" data-bbox="992 1946 1436 1980">富山市</td> </tr> </table>	実施事業所名			富山 BDF 株式会社			(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)						住所	回収	一般家庭	富山市全域			商業施設等	富山県、新潟県、岐阜県、石川県 (合計 1218 箇所)			精製	富山 BDF 株式会社		富山県富山市松浦町 9-20			利用	クリーン産業		富山市内			高岡市衛生公社		高岡市、砺波市			富山市		富山市		
実施事業所名			富山 BDF 株式会社																																										
(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)																																													
住所	回収	一般家庭	富山市全域																																										
		商業施設等	富山県、新潟県、岐阜県、石川県 (合計 1218 箇所)																																										
	精製	富山 BDF 株式会社		富山県富山市松浦町 9-20																																									
	利用	クリーン産業		富山市内																																									
		高岡市衛生公社		高岡市、砺波市																																									
		富山市		富山市																																									

概要

(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。)

回収範囲

一般廃棄物・・・富山市と協力して、79ヶ所に収集場所を設置し

回収

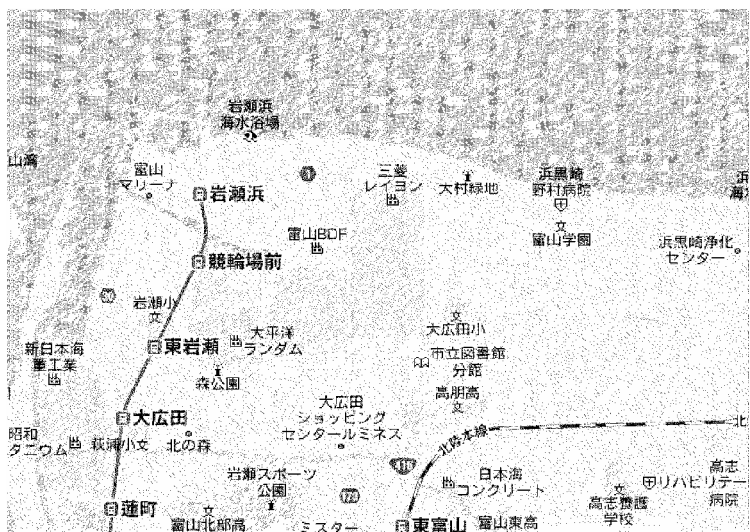
産業廃棄物・・・富山県内全域

県外：東は糸魚川市、南は高山市、西は金沢の事業者から回収



精製場所

所在地：富山県富山市松浦町 9-20



		利用範囲 B - 100使用車の多くは、パッカー車の為、 ほぼ、富山県内全域を走行する。
--	--	--

B : プロジェクト活動の概要②								
B.4 プロジェクト期間	1	2007年3月7日 ~ 2014年3月6日 (7年0ヶ月)						
B.5 クレジット期間	2	2009年8月20日 ~ 2013年3月31日						
B.6 想定排出削減量	3	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
		t-CO2	1,248	1,497	1,337	1,337	1,337	6,756
B.7 モニタリング報告の頻度		年一回の予定						
B.8 補助金		受給の有無 (いずれかに)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
		補助事業名称/補助元	二酸化炭素排出抑制対策事業 / 環境省					
		補助金額 (申請額含む)	183,795,000 円					
		補助金の用途	バイオディーゼル燃料製造設備への設置補助					
		補助対象年月日	2006年1月16日 ~ 2007年3月20日					
		補助金を受給していることを証明する書類	(証拠書類の名称を記入し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に補助金交付通知書等を加えた上で、証拠書類を添付する。) 事業実績報告書					
B.9 他制度への申請	4	申請の有無 (いずれかに)	有 / 無					
		制度名 (有の場合のみ)						

備考	<p>プロジェクトの排出削減量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定する</p> <p>各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する (リスクの例については、「記入要領」を必ず参照のこと)</p> <p>廃食用油が収集できなくなるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の収集先から廃食用油が収集できなくなるリスクはあるが、地方公共団体との協力の中での原料確保を行なうことで、事業継続は可能。 ・また、廃食用油の価格が高騰するリスクがあるが、燃料価格への転嫁を図ることで事業継続は可能。 <p>BDF100%の使用が出来ない車輛の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構的に B100 が使用できないディーゼルエンジン車輛が増加することで、B100 利用ができなくなるリスクはあるが、B5 製造・供給事業への切り替えを行なうことで、事業継続は可能。
----	--

- 1: 2008年4月1日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。
- 2: クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。
- 3: 想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。
- 4: 国内クレジット制度や海外の VER 制度等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

C:方法論の適用		
C.1 ポジティブ リストの適格性 基準との整合 性	C.1.1 ポジティブ リストの番号	No. E. <u> 0 0 4 </u> ver. <u> . 5 . 0 </u>
	条 件	説 明 1
	C.1.2 条件 1	廃食用油について、当社による回収が行なわれる以前は、廃油回収業者によって処分されていた。商業施設から排出されたものは産業廃棄物として収集され、飼料、油脂類として再利用されていた。また、一般家庭からの廃食用油は、リサイクルルートは存在せず、一般ごみとして処理されていた。
	C.1.3 条件 2	本プロジェクトで使用されている BDF はメタノールを使用したエステル交換方式によって精製される。
	C.1.4 条件 3	本プロジェクトに参加する車両は、BDF に代替される以前はすべて軽油を使用していた。
	C.1.5 条件 4	本プロジェクトで使用される BDF は「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車輛不具合等防止のためのガイドライン」に定められる協議会規格を満たす。
	C.1.6 条件 5	BDF100 を使用する車輛はすべて自動車検査証に「廃食用油燃料併用」と記載されており、自己の責任において適切な車両等の管理が行われている。
C.2 適用方法 論	方法論番号	<u> 0 0 4 </u> ver. <u> . 5 . 0 </u>
	方法論名称	「廃食用油由来のバイオディーゼル燃料の車両等における利用」に関する方法論

<p>C.3 適用するガイドライン等</p>	<p>C.3.1 ガイドライン等への準拠</p>	<p>(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)</p> <table border="1" data-bbox="576 421 1318 618"> <thead> <tr> <th data-bbox="576 421 703 465">該当する</th> <th data-bbox="703 421 922 465">準拠の説明</th> <th data-bbox="922 421 1318 465">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="576 465 703 517"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="703 465 922 517">全く準拠しない</td> <td data-bbox="922 465 1318 517"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 517 703 568"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="703 517 922 568">一部準拠しない</td> <td data-bbox="922 517 1318 568"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 568 703 618"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td data-bbox="703 568 922 618">全て準拠する</td> <td data-bbox="922 568 1318 618"></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。</p>	該当する	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/>	全く準拠しない		<input type="checkbox"/>	一部準拠しない		<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する	
該当する	準拠の説明	説明												
<input type="checkbox"/>	全く準拠しない													
<input type="checkbox"/>	一部準拠しない													
<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する													
<p>C.4 ベースラインシナリオ(BLS)</p>	<p>C.4.1 BLSの特定</p>	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)</p> <p>廃食用油 エネルギー利用はされておらず、利用計画もない 車輜燃料 従来通り軽油が使用されていた</p> <p>(ベースラインシナリオを特定する際に信頼度及び入手可能性が低いデータを使用した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説明すること)</p> <p>該当なし</p>												
<p>C.5 排出量・吸収量の定量化</p>	<p>C.5.1 不確かなデータの使用</p>	<p>(削減量の定量化において不確かなデータを使用している場合には、削減量の過大評価がないことを以下に説明すること)</p> <p>該当なし</p>												
<p>C.6 備考</p>		<p>(プロジェクトとベースラインシナリオにおける製品又はサービス活動の種類と水準に著しい差異がある場合には以下に説明すること)</p> <p>該当なし</p> <p>(ベースラインの設定に関連する事情の変更等により、将来、プロジェクトを中止しなければならない状況が想定される場合にはその旨以下に説明すること)</p> <p>該当なし</p> <p>(プロジェクト排出量がベースライン排出量より増加するリスクがある場合にはその</p>												

	旨以下に説明すること) 該当なし
--	---------------------

1: ポジティブリストの条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に整理すること。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

D: その他																																									
D.1 関連する許認可及び関連法令等	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;"></th> <th style="width: 25%;">該当しない</th> <th style="width: 25%;">該当する</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大気汚染防止法</td> <td></td> <td>具体的に:</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>水質汚濁防止法</td> <td></td> <td>具体的に:</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>騒音規制法</td> <td></td> <td>具体的に:</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>振動規制法</td> <td></td> <td>具体的に:</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>景観法</td> <td></td> <td>具体的に:</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td></td> <td>具体的に:</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>環境影響評価法</td> <td></td> <td>具体的に:</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>建築基準法</td> <td></td> <td>具体的に:</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>消防法</td> <td></td> <td>具体的に:</td> </tr> </tbody> </table>			該当しない	該当する	1	大気汚染防止法		具体的に:	2	水質汚濁防止法		具体的に:	3	騒音規制法		具体的に:	4	振動規制法		具体的に:	5	景観法		具体的に:	6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		具体的に:	7	環境影響評価法		具体的に:	8	建築基準法		具体的に:	9	消防法		具体的に:
		該当しない	該当する																																						
1	大気汚染防止法		具体的に:																																						
2	水質汚濁防止法		具体的に:																																						
3	騒音規制法		具体的に:																																						
4	振動規制法		具体的に:																																						
5	景観法		具体的に:																																						
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		具体的に:																																						
7	環境影響評価法		具体的に:																																						
8	建築基準法		具体的に:																																						
9	消防法		具体的に:																																						
D.2 環境影響評価及び環境測定	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p>町内会との協定(環境保全対策に関する協定)に基づき、環境測定を年2回実施。</p> <p>該当なし</p>																																								

D.3 住民説明会の 実施状況	(法令等によって実施が求められていない場合は省略可) 該当なし
--------------------	------------------------------------